

災害弔慰金の支給等に関する法律改正案 概要

法改正の趣旨

※1及び※2 日本弁護士連合会「震災関連死の審査に関する意見書」(2013年(平成25年)9月13日)

- ① 被災県ごとに異なる災害関連死の認定率（福島86%、宮城76%、岩手60%）※1
→ 統一的な取扱いが必要
- ② 県の審査の委託地域において認定率が低い傾向※2
→ できるだけ市町村が自ら審査会を設置する必要
- ③ 災害弔慰金等の申請漏れを防止する必要
→ 一層の周知徹底が必要
- ④ 多種多様な災害関連死の発生
→ 今後の災害における災害関連死の防止に生かす必要

第一 国による認定基準の作成及び公表

国は、災害が発生したときは、当該災害に係る災害弔慰金等の支給に関する基準を速やかに作成・公表。（東日本大震災以降の災害を対象）

第二 市町村による合議制の機関の設置

市町村は、災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努力。

第三 災害弔慰金制度の周知

国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの申請の機会が確保されるよう、制度の周知徹底。

第四 検討条項

国は、災害により死亡した者等の事情その他の災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給の状況を勘案し、災害の被害者の支援の在り方について検討。

施行期日：公布の日